

## 9 月一般質問答弁書

### Q 新町長の地方自治及び法令順守に対する見解を問う

#### 質問 1 回目

地方自治に関する基本的なスタンスを伺います。

今後、さらなる地方分権が進む事が予測される中、地方自治が益々重要な役割を担う時代に成ってゆく事は明白である。そこで、地方自治のあり方はどうあるべきか団体自治と住民自治、双方共に必要不可欠な要素で有る事はご存知のことと思われるが、団体自治は地方分権の原理を示し、住民自治は、民主主義の精神をあらわすものと考えられる。一般的には住民自治が地方自治の本質であり、団体自治は、その法制的要素であるといえる。執行機関及び議会も時代の背景を考えれば住民の意思を反映しやすい住民自治に、より一層重点を置いてマネジメントして行くのが、妥当ではないかと思うが見解は？

答弁者 町長 （竹崎 和伸）

寺村議員のご質問の「地方自治に関する基本的なスタンスを伺う」の件についてお答えいたします。

地方自治法第 1 条の 2 では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定しています。

議員の言われるとおり、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素を言い、団体自治とは、地方自治が国から独立し

た団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的要素があると言われております。

「地方自治を推進するためには、国から独立した団体を設け、その団体の権限と責任において地域の行政を処理する「団体自治」が不可欠な要素である。しかしながら、国から独立した地域団体である自治体が存在しても、住民自治の理念にのっとり、当該団体の政治や行政への住民の参加・参画が十分に行われなければ、住民のための地方行政の実現は困難であり、住民自治と団体自治が、一方の実現のためには他方の拡充が求められる。」という考え方があります。このことから、団体自治にとっての住民自治の拡充が重要であり、住民自治にとっての団体自治の拡充が重要であると考えます。

今後におきましては、住民の皆さんの意思が行政に生かされるよう、団体自治と住民自治の調和を図りながら、議員の皆さんとともに行政を進めてまいりたいと考えております。

## 質問 2 回目

法令順守（コンプライアンス）について伺います。

法令順守について、改めてその重要さを理解し行政処分を行って頂きたいと思っております。地方自治法には、地方公共団体に対して多くの義務と権利について明記されております。

例えば、第三章 （条例及び規則第十四条）

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

○2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

○3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほかその条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。と明記されております。（当町の条例中には規定は、御座いませんが）非常に厳しい内容であると理解します。

条例違反を犯すとこのような非常に重い罰則を科しても良いと地方自治法では定めております。あくまでも「出来る規定」ではありますが。条例を、しっかりと理解し、履行しなければならない重要な事だと言う意味であると解釈します。それが、町民の利益につながるからである。

一方多くの地方自治体では、公務員法を適応しているのが現状である。

執行部を始め、職員の皆さんには、改めて条例の重要性を認識し緊張感を持って職務に専念して頂きたいと思います。まだまだ、当町の例規集には廃止しなければならない条文や、他条例と整合性の無い条文も多く残っております。職員が知らない間に条例違反を起こす可能性があるのではと危惧をしているところであります。

また、職員の中には担当業務の条例すら把握していない職員も見受けられる。このような現状を踏まえて、はたして、法令順守をしっかりと履行していると言えるのでしょうか？見解を伺う。

答弁者 総務課長 （濱内 恵一）

寺村議員のご質問の「法令順守について伺う」の件についてお答えいたします。  
この件については答弁をを求める者が町長となっておりますし、この後、町長からもご答弁がありますが、先に寺村議員のご質問にお答えします。

この件については約11年前の平成19年の6月議会で同様の質問がございました。また、平成27年6月定例議会においても同様の質問をいただき、それぞれ当時の総務課長がご答弁申し上げたところでございますし、法令順守の重要性についての見解は変わることなくそれを踏襲するものでございます。

また、平成27年の質問の折にご指摘のあった整合性のない条例、規則等については、法制執務についての専門的な職員がいないなか、はなはだ微速ではありますが、例規管理システムを導入し、法制執務上のルールの審査、また法律や政令、その他の法令と条例や規則との整合性の審査、確認及び改正を少しずつ進めているところであります。

今後も引き続き、例規集の見直し、点検は続けていかなくてはいけないと考えております。

また、職員一同、法令順守についての重要性は無論のこと、公権力を行使する公務員として、高いモラルと倫理観をもって、職務を執行するよう、議員各位のご指導ご協力も得ながら徹底していきたいと考えております。

答弁者 町長 （竹崎 和伸）

2点目の法令順守について、先ほど総務課長の方から基本的なことはお答え致しました。

議員が言われますように、公務員の罰則規定につきましては地方公務員法に委ねているところでございますけれども、なお最近、若い職員も増えてきております。条例規則の認識、自分の仕事の範疇での、最低でも条例規則をきちんと頭に入れる、そういう基本的な姿勢を取れるような環境整備を私どもとして務めていきたいと思っております。若い職員と言いましたけれども、私たち執行部も含めまして、再度見直しをしていきたいと思っております。

それとそれには、いわゆるこういう認識を常に持ち続けるという事の1つの方法として、この法令に関する研修とか、そういう事も含めて、常にそういう認識を持って仕事に取り組む姿勢を続けていけるという環境整備を私どもも進めて参りたいと思っておりますので、宜しくお願いします。